プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目　期中期間の簡便的な会計処理に関する検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、予想信用損失の算定に関する期中期間の簡便的な会計処理についての ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 現行の企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。また、四半期会計基準と合わせて「四半期会計基準等」という。）並びに企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「中間適用指針」という。また、中間会計基準と合わせて「中間会計基準等」という。）では、一般債権に対する貸倒見積高の算定において簡便的な会計処理を認めている。

3. また、企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「期中会計基準（案）」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 85 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「期中適用指針（案）」という。また、期中会計基準（案）と合わせて「期中会計基準（案）等」という。）においても引き続き、同様の会計処理を提案している。

4. これに関して、金融資産の減損に関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案及び「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針（案）」という。また、金融商品会計基準の改正案と合わせて「予想信用損失適用指針（案）等」という。）では、新たに予想信用損失モデルを導入することとし、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という債権区分をなくす予定である。

5. このため、予想信用損失適用指針（案）等に関連して改正[1]が必要と考えられることから、次項以降では、簡便的な会計処理の定めを確認したうえで、ASBJ 事務局の分析をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析

簡便的な会計処理の定めの確認

（四半期適用指針における定め）

6. 四半期適用指針では、次の定めがある。

企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

会計処理

債権

（一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理）

3. 四半期会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、次のように算定することができる。

(1) 一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、四半期会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

(2) 前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより見直しを行った後の四半期会計期間において、当該見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

（中間適用指針における定め）

7. 中間適用指針では、次の定めがある。

[1] 企業会計基準等の改正とは、会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するものをいい、企業会計基準等の修正とは、企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するものをいう（企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則第 25 条）。

企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」

会計処理

債　権

一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理

3.　中間会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、中間会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

経過措置

61.　第 3 項の定めにかかわらず、第 1 四半期の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、第 1 四半期の貸倒実績率等の合理的な基準を使用して中間会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高を算定することができる。

（期中適用指針（案）における提案内容）

8.　期中適用指針（案）では、次の提案をしている。

企業会計基準適用指針公開草案第 85 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

期中財務諸表の作成基準

会計処理

債　権

（一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理）

3.　期中会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、次のように算定することができる。

(1)　一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

(2)　期中において前年度の貸倒実績率等から著しい変動があり見直しを行った場合

に、当該見直しを行った後の期中会計期間末において見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

簡便的な会計処理の定めを設けるかどうか

9. 現行の四半期会計基準等及び中間会計基準等では一般債権に対する貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理を認めているが、予想信用損失適用指針（案）等が最終化された後も簡便的な会計処理の定めを設けるかどうかについて、次の 3 つの案が考えられる。

(1) 案 1：簡便的な会計処理の定めを設けない。

(2) 案 2：現行の定めと同様の簡便的な会計処理の定めを設ける。

(3) 案 3：前年度末等と著しく状況の変化がない場合には前年度末等で使用した仮定等を用いることができる旨を結論の背景に記載する。

（案 1：簡便的な会計処理の定めを設けない）

10. 現行の一般債権に対する貸倒見積高は、金融商品会計基準において、「債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により」算定することとしており（金融商品会計基準第 28 項(1)）、貸倒実績率に基づいて算定することが一般的と考えられるが、予想信用損失適用指針（案）等では、予想信用損失の算定にあたって様々な算定方法が考えられる。

11. また、予想信用損失適用指針（案）等においては、予想信用損失の将来予測的な情報を考慮する必要があり、仮に貸倒実績率に基づいて予想信用損失を算定する場合であっても、貸倒実績率のみに基づいて、予想信用損失を算定することはできないと考えられる。

12. これらの点を踏まえると、現行の四半期会計基準等や中間会計基準等で認めている一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理のように過去に使用した「貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合」（四半期適用指針第 3 項、中間適用指針第 3 項及び第 61 項）において、当該貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができるとする簡便的な会計処理の定めを設けることは、予想信用損失には様々な算定方法が考えられることと相反する面があると考えられる。案 1 は、この考えに従って、簡便的な会計処理の定めを設けないとするものである。

（案 2：現行の定めと同様の簡便的な会計処理の定めを設ける）

13. 四半期会計基準では、「四半期財務諸表は、年度の財務諸表や中間財務諸表よりも開示の迅速性が求められている」点を踏まえ、「中間作成基準において簡便的な会計処理が認められている項目」に加え、「一般債権の貸倒見積高の算定方法」についても「簡便的な会計処理として考えられる」としている（四半期会計基準第 47 項）。そのうえで、上述のとおり、四半期適用指針において、一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理について具体的な定めを設けている（四半期適用指針第 3 項）。

14. また、中間会計基準では、「中間財務諸表の作成にあたって必要な会計処理について基本的に四半期会計基準等の会計処理に関する定めを引き継いで」いる（中間会計基準 BC13 項）。そして、「前年度からの著しい変動がない場合に前年度末の決算において算定した実績率等を中間決算で使用することができるとする取扱い」についても、「中間会計基準等が適用される中間財務諸表では、中間連結財務諸表作成基準、中間連結財務諸表作成基準注解、中間財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準注解が適用される中間財務諸表より開示の迅速性が求められることから、簡便的な会計処理として引き継ぐ」こととしている（中間適用指針第 3 項及び BC3 項）。

    さらに、前四半期の決算において算定した貸倒実績率等を中間会計期間において使用することについても、「簡便的な会計処理は、財務諸表利用者の判断を誤らせないことを条件として認められた（四半期会計基準第 9 項及び第 20 項）ものであることから、引き続き当該簡便的な会計処理を認めたとしても財務諸表利用者の判断を誤らせるものではないと考えられるため、・・・会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないよう従来の四半期での実務が継続して適用可能となる経過措置を設ける」こととしている（中間適用指針第 61 項及び BC3 項）。

15. これらの点を踏まえて、案 2 は、現行の四半期会計基準等及び中間会計基準等で認めている一般貸倒引当金に対する貸倒見積高の算定に関する簡便的な会計処理と同様の簡便的な会計処理の定めを設けるとするものである。

16. 仮に案 2 で進める場合の文案については、別紙において検討を行っている。

（案 3：前年度末等と著しく状況の変化がない場合には前年度末等で使用した仮定等を用いることができる旨を結論の背景に記載する）

17. 上述のとおり、四半期会計基準等及び中間会計基準等では開示の迅速性が求められることを理由として、簡便的な会計処理を設けている（又は引き継いでいる）。一方、案 2 のとおり、現行の定めと同様の簡便的な会計処理の定めを設ける場合には、貸倒実績率等をインプットとして使用していることが前提となり、予想信用損失には様々な算定方法が考えられることと相反する面があると考えられる。

18. 前項を踏まえ、案 3 は、現行と同様の簡便的な会計処理の定めを設けないものの、期中における信用減損していない債権等に対する予想信用損失は、前年度末等と著しく状況

の変化がない場合には前年度末等で使用した仮定等を用いることができる旨を結論の背景に記載するものである。

19. 具体的には、四半期適用指針を例とすると、「四半期会計期間末における信用減損していない債権等[2]に対する予想信用損失は、前年度末から状況が著しく変動していないと考えられるときには、前年度末の決算において使用した仮定等を使用することができると考えられる」旨及び「状況が著しく変動したことにより仮定等の見直しを行った後の四半期会計期間において、当該見直し後、状況が著しく変動していないと考えられる場合には、当該見直し後の仮定等を使用することができると考えられる」旨を結論の背景に記載することが考えられる。

（各案の比較）

20. 案1については、予想信用損失には様々な算定方法が考えられる点からは望ましいと考えられるものの、四半期及び中間においても年度と同じ会計処理が求められることになり、開示の迅速性が求められることの障害となる可能性があると考えられる。

21. 案2については、これまでの実務に最も近く、開示の迅速性が求められることとの整合性が高いと考えられる。一方、特定の算定方法、すなわち前年度の財務諸表の作成において貸倒実績率に一定の調整を加えた率等を使用して予想信用損失を算定していることが前提となるため、予想信用損失には様々な算定方法が考えられる点と相反する面があると考えられる。

22. この点、案3は、開示の迅速性が求められる点と予想信用損失には様々な算定方法が考えられる点のいずれも考慮に入れたものと考えられる。他方、案3については、何をもって「前年度末から状況が著しく変動していないと考えられる」かどうかが課題となると考えられる。この要件について詳細に定義することは必ずしも容易ではないため、各企業の状況に照らした総合的な判断とすることが考えられる。

23. 上述の各案に関する分析を比較すると、最もバランスが取れたものとして案3を採用することが考えられる。

---

[2] 信用減損していない債権等を対象としている理由については、別紙1第2項から第6項を参照のこと。

IV. ASBJ 事務局の提案

24. 上述の分析を踏まえて、前年度末等と著しく状況の変化がない場合には前年度末等で使用した仮定等を用いることができる旨を結論の背景に記載する案 3 を採用することが考えられるがどうか。

ディスカッション･ポイント

本資料第 6 項から第 24 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

別紙1：案2で進める場合における簡便的な会計処理の定め

1. 仮に案2で進める場合、どのように定めることができるかを次項以降で検討する。ここでは、まず簡便的な会計処理の定めを設ける対象について検討し、その後に簡便的な会計処理の方法について検討する。

（簡便的な会計処理の定めを設ける対象）

2. 現行の金融商品会計基準では、貸倒見積高の算定にあたって、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分し、その区分に応じて算定方法を定めている（金融商品会計基準第27項及び第28項）。

(1) 一般債権：経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権

債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

(2) 貸倒懸念債権：経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権

債権の状況に応じて、次のいずれかの方法（同一の債権については、原則継続して同一の方法）により貸倒見積高を算定する。

① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法

② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

(3) 破産更生債権等：経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

3. 現行の四半期会計基準等や中間会計基準等において簡便的な会計処理を認めているのは、前項に記述した債務者の財政状態及び経営成績等に応じた3つの債権区分のうちの一般債権の貸倒見積高の算定についてのみである。貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別具体的に算定する必要があるため、簡便的な会計処理の対象とされていない。

4. これに対して、本プロジェクトによる予想信用損失適用指針（案）等においては、予想信用損失モデルを導入することにより、当該 3 つの債権区分はなくなり、次の区分に分類されることになる（金融商品会計基準の改正案第 28 項及び注 9-5）。

   (1) 期末日において信用リスクが著しく増大していない債権等

   (2) 期末日において信用リスクが著しく増大している債権等

   (3) 信用減損金融資産

5. ここで、予想信用損失適用指針（案）等は、予想信用損失の算定方法を具体的に限定しておらず様々な算定方法が考えられるものの、貸倒実績率に一定の調整[3]を加えて算定する方法も状況に応じては適切な方法の 1 つと考えられる。ただし、信用減損金融資産は個別性が高いと考えられるため、一般的に、貸倒実績率に調整を加えて算定する方法は適さないと考えられる。

6. このため、信用減損金融資産は簡便的な会計処理の対象とはせず、信用減損していない債権等を対象とすることが考えられる。

（簡便的な会計処理の方法）

7. 仮に信用減損していない債権等を対象として簡便的な会計処理の定めを設けとする場合、どのような簡便的な会計処理の方法が考えられるかについて、現行の四半期会計基準等及び中間会計基準等を基礎として次項以降で検討する。

8. 現行の四半期会計基準等や中間会計基準等では、一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、四半期会計期間末（又は中間会計期間末）において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができるとしている。

9. この点、予想信用損失適用指針（案）等では、別紙 1 第 5 項に記載のとおり、予想信用損失の算定方法は様々な算定方法が考えられるものの、貸倒実績率に一定の調整を加えて算定する方法も状況に応じては適切な方法の 1 つと考えられる。ここで、四半期会計基準等や中間会計基準等と同様の簡便的な会計処理の定めを設ける場合には、前年度の

---

[3] 例えば、予想信用損失適用指針（案）第 50 項は、次のとおり定めている。
「予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末時に観察可能なデータに基づいて次の調整を行う。
(1) 過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する。
(2) 過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する。
債権等の特性、過去の情報の性質及び計算された時期、過去の状況と期末における状況との比較によっては、調整前の過去情報が最善の合理的で裏付け可能な情報となる場合がある。」

財務諸表の作成において、様々な算定方法のうち、貸倒実績率に一定の調整を加えて算定する方法を使用して予想信用損失を算定していることが要件となると考えられる。

10. 上述の検討を踏まえ、四半期会計基準等や中間会計基準等と同様の簡便的な会計処理の定めを設ける場合には、前年度の財務諸表の作成において貸倒実績率に一定の調整を加えた率等（以下「調整後貸倒実績率等」という。）を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、調整後貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときに、期中会計期間末において、前年度末の決算において使用した調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができるとする定めを設けることが考えられる。

11. 次に、期中における取扱いについて、四半期適用指針をベースとして検討を行う。四半期会計期間末において調整後貸倒実績率等を見直した後、会計年度末の前に次の期中会計期間末が到来することがある。この点、四半期適用指針第3項(2)は、「前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより見直しを行った後の四半期会計期間において、当該見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。」としている。

　これと同様の定めを設ける場合、前年度の財務諸表の作成において調整後貸倒実績率等を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより予想信用損失の算定に用いる貸倒実績率等の見直しを行った場合、その後の四半期会計期間において、当該見直し後の調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときには、当該見直し後の調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができるとする定めを設けることが考えられる。

　期中会計基準（案）等が最終化される際においても、6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合について同様の定めを設けることが考えられる。

12. 別紙1第1項から前項までの分析に基づき、期中会計期間末における簡便的な会計処理の定めを設けるとした場合の四半期適用指針と中間適用指針の文案イメージは次のとおりである。なお、参考として、別紙2において、期中会計基準（案）等に対して改正する場合の文案イメージについても示している。

定めのイメージ	四半期適用指針
四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針 **会計処理**	**四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針** **会計処理**

定めのイメージ	四半期適用指針
債　権 **（信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理）** X1. 四半期会計期間末における信用減損していない債権等に対する予想信用損失は、次のように算定することができる。 (1)　前年度の財務諸表の作成において貸倒実績率に一定の調整を加えた率等（以下「調整後貸倒実績率等」という。）を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、信用減損していない債権等の調整後貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときには、四半期会計期間末において、前年度末の決算において使用した調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。 (2)　前年度の財務諸表の作成において調整後貸倒実績率等を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、前年度の調整後貸倒実績率等と著しく変動したことにより予想信用損失の算定に用いる調整後貸倒実績率等の見直しを行った場合、その後の四半期会計期間において、当該見直し後の調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときには、当該見直し後の調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。	**債　権** **（一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理）** 3.　四半期会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、次のように算定することができる。 (1)　一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、四半期会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。 (2)　前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより見直しを行った後の四半期会計期間において、当該見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

定めのイメージ	中間適用指針
中間財務諸表に関する会計基準の適用指針 **会計処理** **債　権** **信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理** 3.　中間会計期間末における信用減損していない債権等に対する予想信用損失は、前年度の財務諸表の作成において貸倒実績率に一定の調整を加えた率等（以下「調整後貸倒実績率等」という。）を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、信用減損していない債権等の調整後貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときには、中間会計期間末において、前年度末の決算において使用した調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。 **経過措置** 61.　第 3 項の定めにかかわらず、前年度の財務諸表の作成において調整後貸倒実績率等を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、第 1 四半期において前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより予想信用損失の算定に用いる調整後貸倒実績率等の見直しを行った場合、中間会計期間末において、第 1 四半期の調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる	**中間財務諸表に関する会計基準の適用指針** **会計処理** **債　権** **一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理** 3.　中間会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、中間会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。 **経過措置** 61.　第 3 項の定めにかかわらず、第 1 四半期の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、第 1 四半期の貸倒実績率等の合理的な基準を使用して中間会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高を算定することができる。

定めのイメージ	中間適用指針
ときには、第１四半期の調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用して中間会計期間末における信用減損していない債権等に対する予想信用損失を算定することができる。	

以　上

別紙2：期中適用指針（案）に対して改正する場合の文案イメージ

定めのイメージ	期中適用指針（案）
期中財務諸表の作成基準 **会計処理** **債　権** **（信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理）** 4.　期中会計期間末における信用減損していない債権等に対する予想信用損失は、次のように算定することができる。 (1)　前年度の財務諸表の作成において貸倒実績率に一定の調整を加えた率等（以下「調整後貸倒実績率等」という。）を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、信用減損していない債権等の調整後貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときには、期中会計期間末において、前年度末の決算において使用した調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。 (2)　前年度の財務諸表の作成において調整後貸倒実績率等を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、期中において前年度の貸倒実績率等から著しい変動があり予想信用損失の算定に用いる調整後貸倒実績率等の見直しを行った場合、その後の期中会計期間末にお	**期中財務諸表の作成基準** **会計処理** **債　権** **（一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理）** 3.　期中会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、次のように算定することができる。 (1)　一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。 (2)　期中において前年度の貸倒実績率等から著しい変動があり見直しを行った場合に、当該見直しを行った後の期中会計期間末において見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使

定めのイメージ	期中適用指針（案）
いて、当該見直し後の調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。	用することができる。

以　上